

五所川原市鳥獣被害防止対策協議会簡易電気柵導入業務について

標記件名について、下記の条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年10月9日

五所川原市鳥獣被害防止対策協議会 片山 善一郎

記

1 競争入札に付する業務

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 業 務 名 | 五所川原市鳥獣被害防止対策協議会簡易電気柵導入業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 五所川原市毘沙門字上熊石地内 |
| (3) 業 務 期 限 | 令和8年11月30日 |
| (4) 業 務 概 要 | 五所川原市鳥獣被害防止対策協議会へ簡易電気柵を納入する。 |
| (5) 予 定 価 格 | 公表しない。 |
| (6) 発 注 担 当 課 | 五所川原市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：経済部農林政策課） |
| (7) 入 札 書 の 提 出 方 法 | 直接持参の方法による
(入札書は所定の日時・場所へ参集の上、投函すること。) |

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から入開札の日までにないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、裁判所からの更正又は再生手続開始決定がなされていること。
- (5) 五所川原市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (6) 令和8年度五所川原市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

3 資格審査等

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各1部提出し、入札参加資格を有することについて五所川原市鳥獣被害防止対策協議会長の審査を受けること。
 - ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 契約に係る指名停止等に関する申立書※ア、イの書類は、五所川原市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (2) 提出方法 五所川原市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：経済部農林政策課）へ郵送又は持参により提出すること。
- (3) 受付期間 公告の日から令和8年10月16日（金）までとする。ただし、閉庁日を除く。

- (4) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は午前9時から正午までとする。
- (5) 審査結果等
 - ア 資格の審査結果については、申請者に対して令和8年10月16日以降にFAXにより通知する。
 - イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。
- (6) その他
 - ア 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。
 - ウ 入札参加資格を有すると認められた者が、入開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。
 - ① 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - ② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ③ 入札に参加させることが、著しく不適當と認められるとき。

4 仕様書、契約書案等

- (1) 縦覧期間 公告の日から令和8年10月21日まで
- (2) 縦覧方法 五所川原市ホームページ（ページを作成する）
<https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku-hikanren.html>
- (3) 仕様書等への質問回答
 - ア 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ五所川原市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：経済部農林政策課）に電話連絡のうえ、令和8年10月16日までにFAXにより提出すること。
 - イ 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、入開札前日までに入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札辞退届は五所川原市のホームページから様式をダウンロードして作成し、五所川原市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：経済部農林政策課）に持参すること。

6 入札方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書は、五所川原市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (3) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示にしたがい提出すること。
- (4) 入開札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。
- (5) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの）を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (6) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (8) 入札執行回数は、予定価格を事前公表する場合は1回を限度とし、その他の場合は2回を限度とする。
- (9) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第百六十七条の十第二項の規程により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は直ちに、再度の入札をすることができる。

7 入開札の執行

- (1) 日時 令和8年10月22日9時00分
- (2) 場所 五所川原市宇布屋町41番地1 五所川原市役所2階会議室2A
- (3) 同日に複数の入開札を行う場合、入札執行者が入開札順を定める。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札
- (3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格を設定する場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに五所川原市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：経済部農林政策課）に赴き契約締結の手続きをとること。
- (2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付、又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に五所川原市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。
- (3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、協議会長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (5) 契約締結前に、落札者が五所川原市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該

契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 本公告に関する問合せは、五所川原市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：経済部農林政策課）まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111 内線2522

- (2) 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）及び質問回答書等については、本公告に定められた方法以外の方法で提出されたものは受付しないので注意すること。